

令和3年1月5日
(株)日本確認検査センター

確認検査業務に係る手続書類の押印廃止について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2020年12月23日に公布された「押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」により建築基準法施行規則が改正されたことを受け、申請者の皆様より2021年1月1日以降ご提出いただく書類の取扱いについては下記の通りとさせていただきます。

ご理解ご協力の程よろしくお願ひいたします。

【押印不要となる書類】

書類の名称	廃止となる印
確認申請書、中間検査申請書、完了検査申請書、仮使用認定申請書、計画変更確認申請書	申請者印 設計者印・工事監理者印
上記申請の添付図書及び書類	設計者印
建築工事届、除却工事届	除却工事施工者印
確認申請追加説明書、完了検査追加説明書、軽微な変更届	申請者印 設計者印・工事監理者印
工事監理者選定届出書	届出者印 建築主印 工事監理者印

※昇降機、工作物の申請書類も同様です。

※申請の添付図書及び書類の設計者印は廃止となりましたが、設計者氏名の記載は必要です。

(設計者の氏名の記載とは、設計者の資格、氏名、建築士番号等の記載)

※特定行政庁が指定する書類については押印を要する場合があります。

※構造計算安全証明書(写し)については今回の改正の対象外のため、押印(計算書表紙との割印共)が必要です。

※大阪府内建築行政連絡協議会にて定めた書類(例)工事監理報告書等については押印不要です。

※住宅金融支援機構(フラット35)等の業務に関する書類については押印が必要です。

※当分の間、旧様式を用いて押印を省略いただいても構いません。

【当社が押印を求める書類】◇無用のトラブルを避けるため押印を求めさせていただきます。

- ・委任状(写しでも可)
- ・訂正印(設計者の訂正であることを明確にするため)
- ・建築主等の変更届(建築主、代理人、監理者、施工者)
- ・取り下げ届、工事取止め届
- ・敷地の変更届
- ・証明願
- ・その他受領印等